

第4回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年8月5日（月）9時30分～11時36分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県内ハローワークにおける基本給下限額別求人件数（事業所規模別）（令和6年4～7月分）

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第4回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。本日は、労働者を代表します山下委員が欠席です。現時点で9名の委員のうち8名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しておりまして、今現在、3名の傍聴人がお見えになっておりま

す。傍聴者の方々には、受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。では、本日も審議を進めていきたいと思いますが、第4回ということで、第3回鳥取県最低賃金専門部会までは、労働者側は1,050円、そして使用者側が936円から945円ということで金額提示を頂いております。目安額は50円ということですが、目安はあくまでも目安で、拘束力はないということですので、この幅のある金額の中で、また、鳥取において最も適切な金額というものを審議していきたいと思います。

では、事務局から資料が用意されていますので、説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 第3回鳥取県最低賃金専門部会におきまして、第544回鳥取地方最低賃金審議会資料の鳥取県内ハローワークにおける基本給下限額別求人件数の規模別の件数を把握できないかという要望を頂きまして、事務局で作業ができましたので、本日の資料として、事業所規模別件数を5人未満、5人から29人、30人以上の分類で表示いたしました。また、令和6年7月分につきましても作成できましたので、資料の最後につけておりますので御確認ください。

これに関連しまして、1点、おわびがございます。今回の規模別の分類作業におきまして判明しましたが、第545回鳥取地方最低賃金審議会資料でお示ししました令和6年の4月分の件数について誤りがありました。大変申し訳ございませんでした。事務局といたしましては、このようなことが二度と発生しないように資料の確認を行ってまいります。重ねてとなりますが、大変申し訳ございませんでした。事務局からは以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、こちらの資料について、何か質問等ありましたらお願いいたします。

○花原委員 どうもありがとうございました。何かこの表を見ると、900円と、今、950円、1,000円という形で、この3つのところにやはり固まりがあると感じました。私としては、4人未満の企業が900円での募集が多いのではないかと感じていましたが、それほど大きな隔たりがなかった。多分考えるに、30人以上の企業は流れ作業的な業務でこういう900円、950円というような金額が出ているのではないかと感じました。いわゆる最低賃金もそう、賃金もそうですけれども、労働者不足があってはじめて賃金が上がっていくのではないかと感じていますので、今後の有効求人倍率は、どうなっていく

のかということも踏まえて、また注視していきたいと思っています。どうもありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか、よろしいですか。

それでは、河村委員と西村委員と本日の審議の進め方について三者で協議をさせていただきたいと思いますので、会場の用意をお願いします。

では、10分程度、休会いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 では、再開いたします。

先ほども申しあげましたとおり、まだ提示された金額にかなり開きがあるということで、本日の審議の進め方について協議をさせていただいたところです。これから労働者側、使用者側、それぞれに分かれて協議していただき、その後また、金額についての審議をしていただきたいと思います。各側での協議は15分程度いただきたいと考えております。

では、会場の御用意をお願いします。

○佐藤部会長 休会いたします。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。

では、今回は労働者側からお伺いさせていただきましたので、今回は使用者側、労働者側の順で主張をお願いしたいと思います。

では、使用者側から御主張をお願いします。

○西村委員 それでは、今協議した結果ですけれども、前回、使用者側は、物価の上昇率等を考慮して最大で45円ということで提示させていただいていますが、その数字がマックスであって、もうそれ以上はないということで、前回と同じ金額、前回は少し幅を持たせて36円から45円という表現にしておりましたけれども、プラス45円という数字が適切ということで協議が終わっております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ということは、幅を持たせていたものを945円に固定するということがよろしいですか。

○西村委員 はい。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側は945円という金額を御提示いただきました。

では、労働者側、お願いいたします。

○河村委員 それでは、労働者側ですが、まず、お配りをさせていただいたリビングウェイジの話を見せていただきたいと思います。

まず、各都道府県の金額が書かれているものを見ていただければと思いますが、地賃Cのところには鳥取県の1,050円というのがあります。これはどこから来ているのかということですが、さいたま市をベースにして、そこに地域物価指数を乗じて、各地区のリビングウェイジ、最低水準の金額が算出をされているということです。このさいたま市を100にしている理由は、特段、さいたま市でなければならないというわけではないのですが、例えば東京であれば、地価が非常に高い、あるいは家賃が高い、そういったこともございますので、そういったところを考慮してさいたま市であれば、関東近辺であれば電車で通勤もできる、他県にも通勤ができるエリアということで、さいたま市を基準に置いているということのようです。

裏面を見ていただくと、そのさいたま市の生計費を単身成人、あるいは2人世帯、3人世帯ということで、それぞれ項目ごとで算出をしています。下の2023簡易改定版連合リビングウェイジの1段上を見ていただくと、年間必要生計費ということで書かれています。これが186万9,491円ということになっていまして、ここからその下のそのリビングウェイジの232万5,564円という算出がされているということです。ここは、初めに言いました186万9,491円は、いわゆる可処分所得の部分ということになりますので、合計のいわゆる総所得というところでは232万5,564円という算定になるということです。それを基に、また、先ほどのページに戻っていただいて、物価、地域の物価指数を乗じたものから時間額の1,050円を算出しているというのがこのリビングウェイジの考え方になります。

これを基に我々としては、必要最低限の生活を営むという上では、時給1,050円が必要だということで主張をさせていただいたわけですが、公益委員から少し労働者側は高過ぎるという御指摘もあり、歩み寄りも必要だということも考えまして、いろいろ考えたわけでありまして、そういった中であって、1,000円ということで、現行プラス100円ということで提示をさせていただきたいと思います。

では、その1,000円の根拠が何かということですが、前回、労働者側が提示をさせていただいた資料の中の通常の事業の支払能力のところにありますパートタイム労働者の1求人票当たりの募集下限額、これが993円、平均額で1,037円という資料を提出

させていただいていると思います。こういったところからも1,000円は可能な範囲ということではないかと思っておりますし、1,000円を鳥取県でいう月の平均労働時間167.2時間で掛けると、年間でいけば200万6,400円ということになるということで、ぎりぎり200万円の水準が時給1,000円だということになってきます。

どちらかという、根拠としては、やはり1,050円ではありますけれども、この最低賃金の審議の中でどうにか金額を落ち着かせるといいますか、すり合わせるという意味でも、少し歩み寄りを見させていただくということで、今回1,000円の提示をさせていただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側は、これまで1,050円だったものが1,000円ということで御提示いただきました。

依然として、使用者側が945円、労働者側が1,000円ということで、金額の開きがかなりある状況です。ということで、もう少しこの金額を詰めていただきたいために、公益と労働者側、公益と使用者側で協議をさせていただきたいと思います。前回、使用者側、労働者側の順でしたので、今回は労働者側、使用者側の順で行いたいと思います。どれぐらいお時間必要になりますでしょうか。

○河村委員 15分ぐらいお願いします。

○佐藤部会長 では、それぞれ15分ぐらい行います。会場の準備をお願いします。

では、休会したいと思います。

[公益・労側協議]

[公益・使側協議]

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。では、再開したいと思います。

先ほど御提示いただいた使用者側945円、労働者側1,000円ということで、まだ、55円の開きがありましたので、もう少し縮められないかということで、公益委員として、使用者側、労働者側とそれぞれお話をさせていただきましたが、本日の時点では、これ以上、根拠のある数字を示すことが難しいという回答を頂きましたので、また、明日の第5回の専門部会でもう少し金額を詰めていただければと感じているところです。

それでは、労働者側委員、使用者側委員から何か御意見等がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○河村委員 本日、1,000円ということで提示をさせていただきました。ただ、この

最低賃金の専門部会も、後半といいますか、終盤に入ってまいります。結審に向けて、どうか我々としても歩み寄りを考えていきたいと思いますが、現段階では少し根拠になるような部分がまだ見い出せておりませんので、少しお時間を頂いて、明日にはもう少し歩み寄りの数字が提示できるように検討をしたいと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側からお願いします。

○西村委員 前回と同じで、繰り返しになって恐縮なのですが、やはり賃金の支払原資というのは雇用主の資金ということで、支払能力を超えた決定というのはできないと考えています。

それと、これも繰り返しになりますが、現状は企業への貢献度が少ない、ボトムの部分の給料だけが上がって行って、全体の給料の見直しができていないという現状があるので、同じ職場で長く働けば働くほど、モチベーションが下がるという状況に今現在、実際なっているのではないかとこのところを踏まえて、最終的な案を考えていただきたいと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他、ほかの委員の方、何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、今日も長時間、ありがとうございました。まだ、金額に隔たりがありますので、また、明日以降、審議を進めていただければと思います。

○佐藤部会長 では、議事の2番目、その他、お願いします。

○市村賃金室長補佐 第5回専門部会は、明日、8月6日火曜日の9時30分からこちらの会議室にて開催いたします。

○佐藤部会長 それでは、本日はこれにて閉会いたしたいと思っております。ありがとうございました。